

日本律令国家における「老女」に関する研究

(課題番号 14510347)

平成14年度～平成15年度科学研究費補助金（基盤研究(c)(2)）研究成果報告書

平成16年3月

研究代表者

渡 部 育 子

(秋田大学教育文化学部)

はしがき

本書は、科学研究費補助金基盤研究c-2「日本律令国家における『老女』に関する研究」（研究代表者 渡部育子（秋田大学教育文化学部助教授）課題番号14510347）による研究成果報告書である。

本研究は、平成14年度～平成15年度の2カ年にわたるもので、現代日本社会に見られる高齢者および女性のかかわる諸問題を睨みながら、わが国の古代、律令制下における「老」と「女」について、法制の意味するところと社会的認識の具体的様相を明らかにしたものである。研究方法としては、文献史料を幅広く活用することと、発掘調査によって出土した木簡・漆紙文書等の文字資料を収集し検討するという方法をとった。文字資料の検討の際、市大樹氏をはじめ奈良文化財研究所飛鳥藤原宮跡発掘調査部の研究員諸氏に便宜をはかっていただいたことに感謝する旨を記しておきたい。

研究組織

研究代表者 : 渡部育子（秋田大学教育文化学部 助教授）

日本律令国家における「老女」に関する研究

渡 部 育 子

はじめに

一 律令制下の「老」政策

- 1 律令制下の高齢者政策
- 2 律令に定められた女性の「老」
- 3 宮仕えと「老」

二 日本古代における采女貢進制

- 1 ヤマト王権下の采女
- 2 律令制下の采女
- 3 キャリアウーマンとしての采女の誕生

三 律令制下の地域社会と「老」

おわりに

はじめに

現代の問題を解決する糸口を歴史に求めるという方法はしばしば見られる。国家間の戦争や社会における差別などについては、過去の過ちを繰り返してはならないという問題意識をもって研究が進められることが多い。人口の少子高齢化が進む現代日本では、高齢者をめぐる様々な問題についても例外ではない。ただし、いわゆる老人問題においては、昔は老人にも地域社会あるいは家族のなかで役割分担があり、それが生き甲斐になっていたというような形で、プラスの評価をもって引き合いに出される場合が多い。

すなわち、高齢者に関わる問題において歴史に何かを求めるのは、QOL (quality of life) 「生活の質」を問題にするときに多く見られる。それは個人の満足感や快適さなど、いわば個人の意識や欲求というレベルの問題と考えられる。

ここで注意しなければならないのは、一見、モノがありあふれ、制度上は最低生活が保障される仕組みになっている現代日本社会では、「モノから心へ」・「経済から文化へ」・「成長から安定へ」という傾向が見られることである。すなわち、心

・文化・安定というような、いわば量ではなく質が重視されるなかで「昔の老人は？」という問いかけがなされているのである。この場合、プラス評価の側面のみが目に向けられることが多い。それでは仮に量的に充足されていなければどうなのか。QOLという言葉が頻繁に使われはじめたのが1970年代以降であることを考えると、日本の現代社会と近代以前の社会を同一平面上において対比することはできない。

過去の時代に何かを求める風潮は、最近では1999年から2001年にかけてのミレニアム・ブーム時に見られた。ミレニアム・ブームは世紀が変わるということで起きた現象であるから、このことに対しては、20世紀とはどのような時代であったのかを総括し、21世紀は何を人類の課題とすべきかというような総論的な結論を用意することでも、社会的要望に答えることができる。それに対して、老人問題の方はやや複雑である。

たとえば、「昔の老人は？」という場合、多くは生き甲斐など生活の質を取り上げる。しかし、高齢者に関するQOL (quality of life) の問題には、「心・文化」という質的側面だけではなく、たとえば年金制度に代表されるように「モノ・経済」という量的側面が底流に横たわっているのである。量的な生活水準がある程度確保されるとQOL (quality of life) 質的側が重視されるという図式が描かれるが、両者はある時点からは並行していると想定される。ゆえに、よりよい未来社会像構築のために過去の時代に解決の糸口を求める時とすれば、解決すべき問題の本質を見極めるために、考察の対象となる事項について、時代の違い、すなわち国家や社会の枠組みの違いを明瞭にしておかなければならないと考える¹。

本研究は、わが国ではじめて体系的な法典が整備され、法に基づく政治が行われた律令制下における国家や社会の枠組みの特質を、「老」という語と「女」という性を介して明らかにしようというものである。「老」という語がどのように定義されていたのか、そして「老」をめぐってどのような社会的認識がなされていたのか、さらに男性と女性とでは違いがあるのか、あるとすれば何故なのかということについて、それらの時期による変化にも留意しながら考察を加えてゆきたい。

一 律令制下の「老」政策

1 律令制下の高齢者政策

まず、令に規定される高齢者政策²について見ておきたい。

養老令³には年齢区分に関する規定がある。

戸令三歳以下条

凡男女。三歳以下為_レ黄。十六歳以下為_レ小。七歳以下為_レ中。其男女一為_レ丁。六十一為_レ老。六十六為_レ耆。無_レ夫者。為_レ寡妻妾。

この条文は中国の丁中制を継受したものであるが、隋唐の制度よりも晋の制度の影響を強く受けていることは、すでに指摘されるとおりである⁴。すなわち、唐の制度では、60歳以上を老、21歳から59歳までを丁、16歳から20歳までを中、4歳から15歳までを小、3歳以下を黄としている。一方、晋の制度では66歳以上を老、61歳から65歳までと13歳から15歳までを次丁、16歳から60歳までを正丁、12歳以下を小と区分する。唐の制度では60歳以上を一括して老としたのに対し、晋およびわが国の制度では60歳以上を2段階に分けている。

さて、大宝・養老令制下ではこのような年齢区分を用いて高齢者政策が実施されるが、一般の公民に対しては課役の減免（戸令戸主条・老残条）、給侍等による保護（戸令給侍条・鰥寡条）に関する規定があり、賤民に対しては放免に関する規定がある（戸令官奴婢条）。

まず、課役の減免について。戸令戸主条では課口・不課口の別と不課口の具体的内容を定める。同条の本注に、

不課。謂_レ皇親。及八位以上。男年十六歳以下。并蔭子。耆。廢疾。妻妾女。家人。奴婢。

とあるように、不課は、年齢区分だけでみると_耆のみが対象となっている。また、戸令老残条に

凡老殘並為_レ次丁。

とあるように、老丁と残疾はともに次丁とされた。次丁の調・庸の負担は、正丁の2分の1である（賦役令調絹_糸条・歳役条）。また、残疾には徭役が免除された（戸令舍人史生条）。なお、律令制下では、身体障害や疾病をその程度に応じて残疾・廢疾・篤疾の3段階に分け（戸令盲目条）、課役を減免したり、保護を加える措置をとられていた。

次に、給侍等の保護について。戸令給侍条に、80歳以上の高齢者と篤疾の者に侍丁を給することが定められる。

戸令給侍条

凡年八十及篤疾。給_レ侍一人。九十二人。百歳五人。皆先尽_レ子孫。若無_レ子

孫。聽_レ取_二近親_一。無_二近親_一。外取_二白丁_一。若欲_レ取_二同家中男_一者。並聽。郡領以下官人。数加_二巡察_一。若供侍不如法者。随_レ便推決。其篤疾十歳以下。有_二二_一以上親_一者。並不_レ給侍。

この条では、戸令三歳以下条で高齢者を区分した61歳・66歳という年齢とは関係なく、80歳から100歳までを10歳ごとに区分し、侍丁の人数を定めている。この10歳ごとの年齢区分は、高齢者への賜物の際にもしばしば見られるが、その淵源をたどれば儒教的思想に基づいている。

尊老・養老という観点から「老」が規定される条文として、儀制令春時祭田条をあげることができる。

儀制令春時祭田条

凡春時祭田之日。集_二郷之老者_一。一行_二郷飲酒礼_一。使_二人知_二尊_レ長養_レ老之道_一。

この条は春の祭田の礼に関する規定であるが、郷の老者を集めて郷飲酒礼を行い、老を尊ぶ倫理を知らしめるよう定めている。義解は「謂。郷飲酒之礼。六十者坐。五十者立侍。所_二以明_レ尊_レ長也。六十者三豆。七十者四豆。八十者五豆。九十者六豆。所_二以明_レ養_レ老。即令_二郷党之人親自執_レ礼。於_二国郡司_一者。唯知_二其監檢_一。」と説明する。60歳の方は坐り50歳の方は立って酒を飲むことで尊長の意を表し、豆すなわち食器（高坏）の数を60歳・70歳・80歳・90歳という10歳ごとに増やしている。60歳以上は高齢になるほど皿数を多くすることで尊老・養老の意を表そうとしているが、坐ることを許されるかどうかという点で50歳と60歳で差が付けられている。このことから尊老・養老対象者の年齢の目安は60歳と考えられる。

もちろん、この規定がそのまま実施されたのかどうかは吟味を要するところである。本条集解の令釈が、県の^禘祭の日（^禘祭の時期は年の終わり）の行事とする唐令を引いて説明するのに対し、古記は祈年祭と結び付けて説明している。たしかに郷飲酒礼は尊老・養老の倫理を浸透させる中国の礼法であるが、この条文については、古記が、この日は男女を集めて国家の法を告げ、年齢順に坐らせて子弟に給仕させること、これを尊老養老の道と称していると説明していることから、8世紀において、中国の尊老・養老の思想はわが国の農耕儀礼と合うように手を加えた上で、一般庶民生活のレベルにまで浸透していたものと考えられる。

儒教的理念に基づく政策は尊老・養老だけではなく、いわゆる社会的弱者に対しても行われた。生活困窮者や病気になった往来者の救済に関する規定として戸令鰥寡条があげられる。

戸令鰥寡条

凡鰥寡。孤独。貧窮。老疾。不能_レ自存_レ者。令_レ近親_レ収養。若無_レ近親_レ。付_レ坊里_レ安恤。如在_レ路病患。不能_レ自勝_レ者。当界郡司。収付_レ村里_レ安養。仍加_レ医療_レ。并勘_レ問所由_レ。具注_レ貫属_レ。患損之日。移_レ送前所_レ。

ここで寡婦に注目してみたい。「寡」は戸令三歳以下条にも見えるが、義解は「不能_レ年之長幼_レ」とする。つまり夫がいないという条件だけで寡とされた。一方、鰥寡条では、

鰥は61歳以上で妻のいない者

寡は50歳以上で夫のいない者

孤は16歳以下で父のいない者

独は61歳以上で子のいない者

という解釈をする。これは、同じ戸令のなかでも三歳以下条とは異なる。

義解は、老疾の「老」は66歳以上の者、「疾」は廢疾を指し、高齢者でも80歳以上と篤疾の者には給侍の規定があるから（戸令給侍条）、この条文での救済の対象とはしないという解釈を示す。

ここでの「老」について、集解所引の諸明法説では、上限が79歳という点は大方向の一致するところであるが、何歳以上を「老」とするのかという点で義解と異なる解釈もあり、白虎通・新令釈では61歳とする。

このように鰥寡条では、年齢・性別のほか、配偶者や子供の有無という条件が加わり、より細かな人間集団の区分けが為される。

さて、律令条文では「老」の年齢区分に2通りのケースがある。戸令のなかでも三歳以下条と鰥寡条とでは「老」の解釈そのものに違いが見られるが、それは、三歳以下条は徴税・徴兵のための年齢区分であり、鰥寡条は困窮者の救済措置のための年齢区分であることによると考えられる。すなわち、令制下の高齢者政策は、総論としては儒教的支配理念を具現化したものということができるが、課役の減免に関することは、高齢者や病疾者・障害者の保護を目的としていても、同時に課役負担者の確定、すなわち国家収入の額を掌握を意味するからである。そこで、課役の減免と保護という2点に絞って見てゆきたい。

そもそも、調庸等の賦課は戸籍・計帳に基づいて行われるから、その作成、とりわけ不課口の認定には慎重をきわめたものと推測される。戸籍・計帳の作成において、課役の減免と給侍の対象となる年齢・疾患等を確認する作業について規定する戸令造帳籍条に、

凡戸口当_下造_上帳籍_之次_上。計_レ年。將_レ入_二丁老疾_一。応_下徴_上免課役_一。及給_上侍者。皆国司親_身形状_一。以為_レ定_レ簿。一定以後。不_レ須_二更_身。若疑_レ有_二奸欺_一者。亦随_レ事_身定。以附_二帳籍_一。

とあるように、国司自らが関与することになっている。実際には、律令国家の地方行政において、民政に関する事項は郡司の協力・分担がなければ国司は任務を遂行できなかったのであるが、令の規定のなかには国司自らが任に当たるよう明記している条文がいくつかある⁶。それらに共通していることは徴税にかかわる事項という点である。戸令造帳籍条は侍丁に充てられる人の免徭役（歳役と雑徭の免除⁶）を含めて、課役の減免を決定するという、いわば中央財政に直結することであるゆえに、「国司親」という形の規定になったものと考えられる。課税対象となる人数を正確に掌握する必要性という点では賦役令口給侍条にも共通して言えることである。

賦役令口給侍条

凡課口。及給_レ侍老疾人死者。限_二十日内_一。里長与_二死家_一。注_二死時日月_一。経_二国郡司_一印記。

侍丁が給される老疾人とは80歳以上か篤疾の人である。

一方、保護政策で撫養ということが中心的施策となる場合、その任務遂行責任者として、主に、郡司がかかわった。随時、観察を必要とするときには郡司や里長の協力が不可欠のものであった。先に述べた戸令鰥寡条でも、往来者が病気になったときには「当界郡司。収付_二村里_一安養」というように、郡司が救済に当たることになっている。百姓の撫養は国司・郡司に共通する職掌であり養老令でも「国郡司」という表記がなされることが多いが、課税にかかわる事項については「国司親」と規定されたのに対し、撫養が中心となる場合には「郡司」という表記が見られる。

以上、律令に規定された高齢者政策について見てきたが、高齢者・重病人・重度心身障害者がひとつの人間集団として位置づけられる場合があることに注目される。それには国家財政上、最重要項目である課役負担者を決定することと、儒教的徳治主義を実践することの2つの意味があった。そこで女性はどのように位置づけられるのかといえ、女性は課役負担者ではないから、保護に関する点にしぼられるが、戸令鰥寡条の規定では、配偶者を亡くした人で保護の対象となる年齢に男性と女性で10歳の差がある。それは何故なのか。次に、この問題について考えてみたい。

2 律令に定められた女性の「老」

律令制の理念として儒教思想が随所に見られるのは周知のことである。女性の法的位置づけも、大方は、男尊女卑の観念で説明がつく。夫から妻への一方的な離婚宣言を意味する戸令七出条はその最たるものであるし、節婦表彰なども同様である。しかし、律令条文や制度は儒教思想の影響を強く受けているとしても、それらを現実の社会生活の場にあてはめて、なぜ、男女差が生じたのかということを考えてみると、理念の問題だけではなく、男と女の生物学的な性差を無視するわけにはいなくなるのである。

まず、律令条文から検討してゆきたい。

老と見なされる男性と女性の年齢が異なるのは、主として救済措置が取られる場合である。たとえば、戸令鰥寡条はいわゆる社会的弱者の救済を目的とするものである。この条文では、救済は「不能=自存-」の人を対象とするが、このことに男女差を設けなければならないとしたら、それは現実問題としては何を意味するのだろうか。一般的に当時の人々の生活は家族共同体のなかで営まれ、その扶助が得られないときに「不能=自存-」と認定したのであろうが、単身になって自存できないということは、儒教思想の影響下に形成される扶養義務の倫理に配慮した物差しで測らなければ説明がつかないであろう。

年齢によって人間集団を区分する際、国家支配構造の問題としては男性の場合は課役負担が重要な要素であるが、実生活の問題としては、男女とも、生殖機能が絡んでくる。そこで、次に、生殖機能の問題は法的にはどのように処理されていたのか見てゆきたい。

戸令七出条

凡棄_レ妻。須有_二七出之状_一。一無_レ子。二淫_ヲ。三不_レ事_二舅姑_一。四口舌。五盜竊。六妬忌。七惡疾。皆夫手書棄之。与_二尊属近親_一同署。若不_レ解_レ書。畫_レ指為_レ記。妻雖_レ有_二棄状_一。有_二三不_レ去_一。一經_レ持_二舅姑之喪_一。二娶時賤後貴。三有_レ所_レ受無所歸。即犯_二義絶。淫_ヲ。惡疾_一。不_レ拘_二此令_一。

この規定が実際に施行されたかどうかは疑問もあるところであるが⁷⁾、条文の内容を見てゆきたい。棄妻すなわち夫が妻を一方的に離婚できる条件の第一は無子である。それでは出産可能な年齢を何歳と見たのかといえ、同条集解所引古記では棄妻の理由とできる場合の無子を「妻年五十以上」とする。平安時代の明法家説のひとつである穴記（同条集解所引）でも「无子。謂妻年五十以上无_レ子也。夫年限

不_レ見_二令条縦六十以上_一。更取_二継妻_一耳。(下略)」という。女性に関しては古記と同じ50歳とするが、男性に関しても言及し、男性は60歳以上でも再婚の可能性のあることを認めている。また、実子がいなくても養子をとってれば「棄妻」の条件である「無子」を適用しないことから、一については家族共同体の存続を意図したものと解釈できる。

なお、妻から夫に対して、「棄妻」と同様の条件が女性にも認められていたのかどうかといえば、そうではなく、戸令結婚条によれば、妻から離婚を申し出ることができるのは、夫が逃亡・没落外蕃・徒罪以上の状況になったときだけに認められることであった。

さて、女性の50歳という年齢は「老」という視点でみるとどのような意味をもつのかということであるが、男性と10歳の差がある戸令鰥寡条では、集解所引の明法家説は、まず古記が「老无_レ夫謂_二之寡_一」と説明し、他の説でも老いて単身であり、具体的な年齢としては50歳という数字を示す。

律令の各条文の間には、必ずしも統一性があるわけではなく、同じ文言でも条文が異なれば意味するところも異なる場合があることは前に見てきたとおりであるが、戸令の七出条と鰥寡条のいずれも女性の「老」について50歳で線引きしているのは出産可能な年齢の目安としたからであろう。というのは、同条集解所引の明法家説のなかに男性の60歳について「疏云。六十以上。无_二復生_レ子之道_一。乃曰_レ独」というように、生殖能力の有無を問題にしているからである。

すなわち、女性は出産可能な年齢を過ぎて、配偶者がなく、救済措置を必要とする場合に、「老」という“資格”で対象となるのである⁹。結婚・出産・老という3つの単語を並べてみると50歳までは結婚・出産の可能性があるとされ、それ以上の年齢で救済措置が必要な場合には「老」ということが理由となる。それでは救済措置が必要ではない50歳以上の女性に「老」の概念は適用されないのかといえ、鰥寡条に規定される60歳という男性の「老」も生殖能力が目安とされていることから、女性の場合も同様に考えることが妥当であろう。ただ、男性の60歳という年齢は最も重要な課役負担者としての年齢区分にも相当することから、結婚・生殖能力という点だけが問題になったのではないかもしれないが、同条集解所引の諸明法家説から、男性の結婚適齢期の上限は60歳と見られていたものと推測できる。

そして、令条では「老」を法的に規定する必要がある場合について記すが、それらについて令集解が引く明法家説に見られる解釈から、実際の社会生活においても、

ほぼ同様の観念が一般的であったのではないかと考えられる。

3 官仕えと「老」

現代日本では、サラリーマンの多くは定年制があり、自営業者の場合にも一定の年齢に達すると年金を受給することができ、その時点で労働から解放される仕組みになっている。このような生活形態は前近代社会においては考えられなかったことである。したがって、“はじめに”のところで述べた QOL (quality of life) の問題も、古代社会と現代社会を単純に比較することはできないが、古代国家においても官人には退職する慣例はあったし、退職後の生活についても史料が散見する。官人のなかではランキングの低い人でも、日常生活のレベルは一般庶民よりも恵まれているという時代であるが、老の社会的認識には官民共通のものもあるので、史料が残っている官人を中心に考察を加えてゆきたい。

選叙令官人致仕条

凡官人年七十以上。聴=致仕-。五位以上々表。六位以下申=牒官-奏聞。

この条文は役人が官職を退く際の手続きに関する規定である（大宝令では「官」は「省」）。5位以上か以下かという位階によって手続きは異なるが、退職する年齢は70歳である。令集解所引の古記では、分番の官にも適用されると説明していることから、この条文は官人全般にわたって適用されたものと考えられる。

70歳という年齢は右にみてきたような課役減免や救済措置に関する規定には見られない。課役減免や救済措置に関する法規上は、男性の年齢区分で重要な意味をもっていたのは60歳であり、儒教的徳治主義を実現するための給侍に関する条文では80歳という年齢があげられる。それでは70歳という年齢はどのような意味をもっていたのかということであるが、課役減免や給侍は税制の問題と密接にかかわることであり、「老」には法律用語としての意味があったのに対し、官人の定年ともいえる70歳という年齢は、日常生活レベルで判断される老人、すなわち可視的に「年老いた人」という意味があるのではないかと考えられる。

この条文の解釈で古記は「問。聴=致仕-。任意以不。答。必令=致仕-。但身才強幹堪=時務-。臨時有_レ不_レ聴耳。」というように、原則として任意によるものを認めてない解釈をするが、令釈は任意によるものを認める解釈をする。そして現実には任意による場合があった。その際、自他ともに退職する基準が“可視的に「年老いた人」”というところにあったのではないかと考えられる。

『続日本紀』和銅6年5月己巳条

制。夫郡司大少領。以=終身-爲_レ限。非=遷代之任-。而不_レ善國司。情有=愛憎-。以_レ非爲_レ是。強云=致仕-。奪_レ理解却。自_レ今以後。不_レ得=更然-。若齒及=縱心-。氣力(氣)弱。筋骨衰耗。神識迷乱。又久沈=重病-。起居不_レ漸。発=狂言-。无_レ益=時務-。如_レ此之類。披=訴心素-。帰_レ田養_レ命。於_レ理合_レ聽。宜_レ具得=手書-。陳=牒所司-。待=報処分-。撰_レ替補_上。

これは国司が郡司の大領・少領を本人の意に反して解任させることを禁止したもので、不善国司の取り締まるための制である⁹。郡司の任用に際しては、まず国司による銓擬が行われ、そこで候補に上がった者が国司とともに上京し、式部省で簡試を受けることになっている。任用資格については選叙令郡司条（大宝選任命もほぼ同じ内容）に定められるが、銓擬は国司の裁量によるところが大きい。すでに大宝令施行以前に、銓擬に公平性を欠かないように命令が出されている。

『続日本紀』文武天皇2年（698）3月庚午条

任=諸国郡司-。因詔。諸国司等。銓=擬郡司-。勿_レ有=偏党-。郡司居_レ任。必須_レ如_レ法。自_レ今以後。不=違越-。

この詔は、国司に対しては郡司銓擬の公平性を保つように、郡司に対しては法を遵守するよう命じたものである。大宝令施行以前の文武天皇2年に出されたものであるから、国司は国宰、郡司は評司（あるいは評造）を大宝令制と同じ表記にしたものと考えられる。和銅6年の制は、このような大宝令以前から注意を喚起していたルールを守らない国司への警告であった。ただ、この史料から郡司が老齢のために職を退く際の状況がかなりよくわかる。

前に見た選叙令官人致仕条は中央官人の定年についての規定であり、地方豪族に出自をもつ郡司への適用を想定したものではなかった。郡司の定年について養老令に規定はなく、選叙令集解郡司条の、弘仁5年3月29日官符が引く天平7年5月21日格では終身の任としている。しかし、『続日本紀』天平6年4月丁巳条に70歳以上の人を新たに郡司に任命することを禁じたことが記され、『延喜式』式部省上でも郡司には70歳以上の人と24歳以下の人を任命しないように規定される。

和銅6年の時点では郡司は建前上は終身官であったことになるが、右の史料の内容から、職を退くタイミングについて、当時の社会での共通認識があったことがうかがえる。それは、年齢だけではなく、肉体的・精神的状態が郡司の任務に耐えられなくなったときである。ここで注目すべきことは、律令国家地方行政の一部の機

能を分担する郡司としての適性が失われた後の人生について、「帰_レ田養_レ命」という表記が見られることである。「氣力_レ弱。筋骨衰耗。神識迷乱。又久沈_二重病_一。起居不_レ漸。発_二狂言_一」という心身状態の人が田畑を耕作できるのかどうか疑問であるが、親族あるいは地域社会が受け皿となっていたものと考えられる。それは郡司だけではなく、当時の社会一般に共通する認識であったものと推測される。

任務を退くに際して心身の状態を問題にする例として兵衛をあげることができる。舎人のなかでも兵衛に課せられたのは、天皇の身辺警護、宮内の宿直、内門・朝堂門の守衛など、王権にとってきわめて重要な部分の警備にあたる武官的職務であった。兵衛は中央の内6位以下8位以上の官人の嫡子や地方の郡司の子弟のなかから、適性を見定めた上で任命された¹⁰。軍防令兵衛考満条には60歳で兵衛の任を解くことを規定するが、60歳未満であっても身体が弱く宿直に堪えられない者は放出するよう定めている。もともと、兵衛に簡定するときには、身材強幹で弓馬を得意とする者を採用していたわけであるから（注10）、ここでは兵衛として勤務している間に起きた身体上の変化が問題になるのである。

また、兵衛としての出仕期間を経た後、郡司に任命される場合があることは軍防令兵衛考満条に規定が見られる。兵衛のまま終わると60歳定年であるが、もし、兵衛→郡司というコースを歩めば、60歳を過ぎても職に就いていることができる¹¹。

一般的に官人の退職には、前に見た選叙令官人致仕条の70歳という年齢がひとつの目安となったわけであるが、兵衛のように武官的職務で宮内の宿直すなわち夜勤も通常の勤務に組み込まれるというような場合には、身体的理由だけで60歳という年齢が示される。この60歳という年齢は、一般庶民の力役賦課においても最も重い負担を強いられる年齢の上限であり、軍役においても60歳に達した者は免除されることになっている¹²。

このように大宝・養老令の規定には実務に支障をきたさないよう、在職年齢の上限をきめ細やかに定めていたのである。そして、終身官である郡司についても和銅6年5月己巳の制のように、退職するタイミングの政府公式見解を明示し、公正を欠かないよう配慮していた。大雑把に見ると、軍事的行動が重視されるものでは60歳、それ以外のものでは70歳という年齢が上限となった。そして、『続日本紀』和銅6年5月己巳条に取り上げられるのは「氣力_レ弱。筋骨衰耗。神識迷乱。又久沈_二重病_一。起居不_レ漸。発_二狂言_一」のような状態になった郡司の例であるが、そのような人に用意された「帰_レ田養_レ命」という人生は、郡司と同等の他の職種の人に

も共通するものであったと推測される。

さて、中央の貴族ではないが一般庶民よりはかなり恵まれた地位にある男性に例をとって、退職のタイミングとその後の人生を視野に入れながら、“宮仕え”すなわちサラリーマン的勤務形態と「老」の関係について述べてきたが、女性の場合はどうなのだろうか。保護を必要とする「老」の年齢が男性とは異なることは前述したとおりであるが、古代社会においては、貴族層であっても一般庶民であっても、男性であるか女性であるかということで、仕事の内容が決まってしまうことが多い。律令制下においても、国家機能を維持するために多種多様な女性労働が見られるが、次に、そのなかで、郡司子弟出身の兵衛と同じ出自をもち、中央では後宮に勤務する女性である采女を素材に、“女性の宮仕えと「老」”ということについて考察を加えてゆきたい。

二 日本古代における采女貢進制

日本古代の采女は、地方豪族が王権に服属したしるしとして自分の娘や姉妹を貢進したものである。采女はヤマト王権の時代から律令制の時代まで見られるが、養老令に定められた采女貢進制は、7世紀後半、律令的支配体制の整備というような国家の枠組みが大きく変化したなかで、その名称と地方豪族に出自を持つ女性という点で初源的形態を保ったまま、新体制に適合するよう制度化したものである。本稿では律令制の時期を中心に考察を加え、貢進母体となる豪族層だけではなく、貢進される女性自身にスポットを当てて考察を加えるが、まず、王権と豪族という視点でその淵源となるヤマト王権下の采女の特質から見てゆきたい¹³。

1 ヤマト王権下の采女

采女は中国古代の諸王朝においても見られるが、わが国の采女制度が中国の制度に倣った形跡はない。たとえば、後漢では、都、洛陽の良家の童女13歳以上20歳以下の容姿端麗な女性を集めておいて、その中から優れた者を後宮に入れるという方法をとっていた。わが国の場合は、どの時期をとってみても地方豪族が貢進母体となっており、采女は王権と地方豪族の間に結ばれる政治関係の媒体としての存在意義を持つ。そして、国家形成の早い段階では、采女は人身御供そのものであったが、やがて支配関係が安定してくると貢進そのものは服属儀礼的性格のものに変

化する。

さて、政治関係は、まず貢進の時点で王権と豪族との間に見られるわけであるが、その後、采女が大王（天皇）の寵愛を受けることによって、出身母体である地方豪族に恩恵がもたらされる場合も含めると、そこに見られる現象は、古代国家地方支配の時期的変化と対応する部分が多い。一方、采女個人にスポットを当ててみると、貢進された采女自身と大王（天皇）との間の性愛関係が注目される。これは律令制下においても見られるが、ヤマト王権下の采女の場合、特に重要な意味をもっている。以下、『日本書紀』の記載内容から具体例を取り上げて検討する。

『日本書紀』の采女関係記事には、個々の箇所には、采女と大王の関係や采女の中央での任務、貢進母体である豪族に及ぼした影響などが記される（別表）。

1	履中天皇即位前紀	日之媛	服属 (d)
2	允恭天皇 5 年 7 月己丑条	小墾田采女	近侍 (c)
3	允恭天 4 2 年 1 1 月条	采女	姦 (a)
4	雄略天皇元年 3 月是月条	童女	妃 (b') 出産 (b)
5	雄略天皇 2 年 1 0 月丙子条	倭采女日媛	近侍 (c)
6	雄略天皇 9 年 2 月甲子条	采女	近侍 (c) 姦 (a)
7	雄略天皇 9 年 3 月条	吉備上道采女大海	新羅派遣将軍に下 賜 (a)
8	雄略天皇 1 2 年 1 0 月 癸酉朔壬午条	伊勢采女	姦 (a)
9	雄略天皇 1 3 年 3 月条	采女山辺小嶋子	姦 (a)
10	雄略天皇 1 3 年 9 月条	采女	相撲 (a)
11	安閑天皇元年閏 1 2 月是月条	春日部采女	贖罪 (d)
12	敏達天皇 4 年正月是月条	采女伊勢大鹿首小熊女	夫人 (b') 出産 (b)
13	舒明天皇即位前紀*	采女	近侍 (c) 天皇の病気
14	舒明天皇即位前紀*	栗隈采女黒女	近侍 (c)
15	舒明天皇即位前紀*	八口采女鮪女	近侍 (c) 詔の伝達
16	舒明天皇 2 年正月丁卯朔 戊寅条	吉備国蚊屋采女	娶 (b') 出産 (b)
17	舒明天皇 8 年 3 月条	采女	姦 (a)
18	天智天皇 7 年 2 月丙辰朔 戊寅条	伊賀采女宅子	出産 (b)

(*は女性天皇在位)

これらをいくつかのグループにまとめてみると、次のようになる。

- a 采女が大王所有の女性であることに起因する事項。性的関係のみならずプラトニックな心情を含めて采女にかかわると、「姦」の罪に問われた。
- b 大王（天皇）の子供を出産
- b' 出産の記載はないが婚姻関係を結んだことを示す
- c 采女の任務に関する事項
- d 貢進母体である豪族に及ぼした影響について

ヤマト王権下の采女には地方豪族が服属したしるしとしての人身御供としての性格が現れていることが多いが、貢進の時点では大王（天皇）との性的関係が確約されているわけではなかった。しかし、ひとたび貢進されると大王（天皇）所有の女性という意味づけがなされ、采女と性的関係を持つ男性は死罪に値するとみなされた。具体的には采女を姦したという理由からであるが、そのなかには采女を見て動揺したというような類のものまで含まれる（別表 3. 6. 8. 9. 10. 17）。

一方、大王（天皇）から采女が下賜される場合もある。雄略天皇9年3月条（別表 7）の吉備上道采女は、妻を亡くしたばかりで困っている新羅派遣將軍の紀小弓宿禰の窮状を聞いた雄略天皇が、身の回りの世話をするようにと与えた女性である。

采女を下賜した例は、『万葉集』巻2に載せられる歌にも見られる。

内大臣藤原卿、采女安見兒を娶りし時に作れる歌一首（95番）

我はもや 安見兒得たり 皆人の 得かてにすといふ 安見兒得たり

この歌は、天智天皇が藤原鎌足に采女を与えたことに対し、鎌足が喜びを詠んだものである。この場合は鎌足に対する褒賞の意味がこめられている。

当時、采女の貢進は、時期的な点で言えば大化2年（646）正月の改新の詔の規定が適用されていることになる。

『日本書紀』大化2年正月甲子朔条

（上略）凡采女者貢_二郡少領以上姉妹及子女形容端正者_一。従丁一人、従女二人。以_二一百戸_一宛_二采女一人糧_一。庸布・庸米。皆准_二仕丁_一。

郡の文字が当時は使われてなかったこと、少領以上という官制も当時のものと考えるのは不自然であることから、この史料は養老令の後宮職員令の知識をもって述

作されたのではないかという可能性も一応考えて見なければならないが、改新の詔の采女貢進規定の内容は大化当時のものであったと考えて不都合はない¹⁴。従丁・従女の規定や100戸を采女一人の糧に宛てる規定は養老令にはなく、大宝令の内容も養老令と同様であったと考えられる。采女の資養は、基本的には采女貢進をめぐる豪族と王権の関係の在り方の問題として考えるべきであるが、従丁・従女をとまなう改新の詔の規定は、采女の経費も地方豪族の負担とするヤマト王権下の采女貢進の実態を反映したものではないかと推測される。

ヤマト王権下の采女の特質の a および d については、女性という性の政治的利用という見方ができる。右に例をあげた采女の下賜もそのひとつであるが、政治的効果が顕著に見られるのは、貢進そのものに関わる場合であろう。

履中天皇即位前紀（別表 1）の日の媛は、倭値吾子籠が反逆の疑いをかけられたとき、無実を証明するために自分の妹を献上したものである。また、安閑天皇元年閏12月是月条（別表 11）には贖罪のために采女丁を献上したことが記される。

采女の任務として大王（天皇）への近侍ということがあげられる（別表 2.5.13.14.15）。ここにも性の政治的利用という現象が見られる。

『日本書紀』雄略天皇2年10月丙子条

（上略）由_レ是、皇太后与_レ皇后_レ、聞之_レ大懼。使_レ倭采女日媛奉_レ酒迎進_レ。天皇見_レ采女面貌端麗、形容温雅_レ、乃和顔悦色曰、朕豈不_レ欲_レ觀_レ汝妍咲_レ、乃相_レ携手_レ、入_レ於後宮_レ。

近侍の職務の具体的内容としては食事や酒の給仕ということが多く見られるが、雄略天皇2年の記事は、この日、雄略天皇が吉野宮に行幸したとき群臣の応答が気に入らないという理由で御者を斬ってしまったので、皆、震え恐れているという話を聞いた皇太后と皇后が、倭采女日媛に酒をささげて迎えさせたところ、天皇の機嫌がよくなったということを伝える。

大王（天皇）が女性るときには、この近侍の職務の内容が異なってくる。舒明天皇即位前紀には推古天皇の事績が記される。采女は、天皇が病気のとき側に仕えたこと、女王らとともに天皇の詔を聞いたこと、詔を伝達する使人としての役割を担ったことが知られる（別表 13.14.15）。一般に、天皇の意思を伝達する使人といえ、男性のトネリが代表的な存在であるが¹⁵、推古天皇が女性であったためか、男女の違いを除けばトネリと同等の出自をもつ采女がその任にあたったと考えるのが理に適った解釈であろう。

ヤマト王権下の采女が、次に述べる律令制下の采女と異なる点として、王権と豪

族の間に発生する政治関係は貢進の時点でもっとも強く現れること、采女が大王(天皇)に娶れられたり子供を出産したことが国政にまで影響を及ぼす可能性をもっていたことがあげられる。出産の記録が残っている例として別表 4. 12. 16 のほか、国政全般的には律令制の整備が始まってからのことであるが 18 にも出産の事実が記録される。

采女が大王(天皇)の妃となり子供を産むということは、貢進した豪族にとって、その政治的地位を維持する上で大きな意味をもった。古代国家の早い時期ほどこの傾向が強く見られる。たとえば雄略天皇の妃、童女君が采女から妃として認められるようになった経緯は『日本書紀』雄略天皇元年 3 月是月条(別表 4)に記されるが、それは童女君が春日大娘皇女を産んだことによる。雄略天皇は童女君を一夜で身ごもらせ女兒を産ませたが、ただちに認知したのではなかった。女兒が成長し、その容姿が天皇に似てきたことから事態は進展し、母の采女を妃とし子供を皇女としたという伝承である。ここで注目すべきは童女君が大和盆地東北部を本拠地とする豪族、春日和珥臣深目の娘であることである。和珥氏はヤマト時代の古い豪族で、5 世紀末から 6 世紀にかけて勢力を伸ばした¹⁶。雄略紀の伝承は和珥氏にとって、宝物のような意味をもっていたであろう。女性の性の政治的利用ということが結果として示された典型的事例である。

ヤマト王権下の采女に求められた人間像は、右にあげた雄略天皇 2 年紀「面貌端麗、形容温雅」に典型的に現れている。そして、改新の詔および大宝・養老令(後宮職員令氏女采女条)に規定される貢進の条件のなかで、采女本人の資質として、この形容端正ということが重視されるのである。

2 律令制下の采女

このようなヤマト王権下の采女の性質を持つものが何時まで見られるのかといえ、天智天皇まではヤマト王権下の采女が存続したと考えられる。壬申の乱を引き起こす直接的理由となった大友皇子の母親が伊賀采女宅子であることはあまりにも有名である。天智朝の時期には国政の各方面で律令的システムの整備が進み、多くに事項において、一般的には、まだ完成していなくても律令的形態を強く意識していたものと考えられる。

『日本書紀』には宮人と記されるが、天智天皇の妃となり子供を産んだ采女は伊賀采女宅子だけではない。志貴皇子の母、越智君伊羅都売は伊予国の越智君氏の出

身である。天智天皇には皇后のほか4人の嬪と4人の宮人がいたが、宮人はいずれも地方豪族の出身である。宅子以外の女性も采女であった可能性が高い。

天武朝になると、8年(679)に諸氏に女人を貢ずるよう命じているが¹⁷、このような命令が出されるまでは、天皇に近侍する女性群としてはヤマト王権時代以来の伝統のある采女であったと考えられる。

それでは、律令的諸制度の整備が進むなかで、采女貢進だけが旧態依然としていたのかと言え、そうではない。このことは采女の資養法から明らかになる。

采女の資養については、すでに改新の詔に規定されたところであるが、その内容に大宝令と異なる部分があるとはいっても、詔文の表記が大宝令の知識をもって書き換えられていることも事実であるから、実態を確認する必要がある。7世紀後半の早い時期は、文献史料がきわめて少なく、特に地方支配に関する事項においてその傾向が強い。しかし、最近の発掘調査の結果、出土・解読された木簡に地方支配機構形成の過程を知るための手がかりを示すものがある。そのなかには采女の資養に関すると考えられる木簡がある。

奈良県高市郡明日香村酒船石遺跡の第19次調査(2002年)によって、「三重評青女五十戸人」と記された木簡が出土した¹⁸。国一評一五十戸という表記は、天武天皇10年ころ以前のものである可能性が高いことが、最近の研究によって明らかにされた¹⁹。この木簡から、まず、三重評(評司または評造)が五十戸集団を率いていたことが知られる。この木簡の意味を解釈する上で問題になるのは「青女」である。この点については市大樹氏が『続日本紀』宝亀4年5月辛巳条の内容と照らし合わせ、采女のことであるという見解を示された²⁰。

宝亀4年の命令は、阿波国勝浦郡領の長費人立が行った、費ではなく値の字を用いることが決まっていたにもかかわらず天平宝字2年の造籍の際、国司が費の字を用いたという言上に対する裁定として下されたもので、太政官が庚午年籍に基づくという判断をし、続いて、「其天下氏姓、青女為采女、耳中為紀、阿曾美為朝臣、足尼為宿禰。諸如此類、不必従古。」というように、他の姓の表記についても古い用字をしないよう命じたものである。

市氏は「青」が「采」に通じることを指摘された。まさに当を得た見解と言える。従来、宝亀4年の措置をめぐっては門脇禎二氏に所論がある。氏は「わが国で古く采女を青衣と表現していた例はなく、がんらい中国では卑しい女とか婢を青衣といった」と言われ、「このころの貴族には采女が卑しい出のものだという考え方が強まっていたのを物語る」という解釈を示された²¹。しかし、門脇氏の見解が出され

た1965年当時は、「青女」木簡は発見されていなかったわけであるから、今、この新資料を加えて改めて解釈する必要がある。この木簡から天武天皇10年ころ以前に、「采女」と「青女」が通じていたことが明らかになった。そのころの采女には、天智朝に具体例があげられるように、ヤマト王権下の采女の存在形態に近い側面も残されていたことは明らかである。したがって、宝亀4年の詔についても采女没落の兆候であったとする門脇氏の見解に全面的に従うことはできない。市氏の解釈が妥当であることを傍証することとして、伊勢国三重郡の采女郷という郷名があげられる²²。

ところで、国一評一五十戸という表記が意味するところは何か、国一評一里とはどのような点で異なるのかという問題について、ここで明瞭な回答を出すことは難しいが、律令的地方支配機構が整備される過程の早い段階では、中央政府が民衆を掌握する際、評司（評造）を掌握することで、その配下にある50戸というような人的まとまりを掌握するという方法がとられたものと推測される。個別人身支配には戸籍の作成が行われることが条件となるので、最大限、時期を早くみても670年の庚午年籍以降のことと考えるのが妥当であろう。したがって改新の詔に規定される100戸の掌握もそのような形で行われた可能性が高い。「青女」木簡に記載される戸数は50であり、改新の詔の100とは異なるが、50戸集団が2つで100戸となること、この木簡が書かれた時期が浄御原令施行以前であることから、大化の時期に示された規定が実施されていた可能性が高い。

孝徳朝の種々の施策には律令制の始まりを示す内容が多く盛り込まれているが、改新の詔はその典型的なものである。采女資養に関しても、100戸という数を明記する形で規定された。また、天武天皇10年以前すなわち浄御原令施行以前に、評一50戸というような律令制的行政単位で処理された事実が確認できる。

以上のことから、采女貢進制は7世紀第3四半期には新たな展開をみせてたことが知られる。しかし、一方、天智朝の采女の在り方には、任務に特徴がある律令制下の性質よりも、婚姻関係に特徴があるヤマト王権下の性質の方が強く現れていることから、この時期は、過渡期と位置づけられる。貢進された采女の中央での活動に律令制的特徴が見られるのは、後宮の整備と密接に関係するから、天武天皇8年に初めて命じられた氏女貢進が定着してからのことと推測される²³。

養老令の采女貢進規定は、後宮職員令と軍防令の2つの条文に見える。それは大宝令でも同様であったと考えられる。以下、貢進規定が2箇所に分けて規定されたことについて、その理由と考えられる点も含めて詳しく見てゆきたい。

後宮職員令氏女采女条

凡諸氏。々別貢_レ女。皆限_二年_一以下十三以上_一。雖_レ非_二氏名_一。欲_二自進仕_一者聽。其貢_二采女_一者。郡少領以上姉妹及女。形容端正者。皆申_二中務省_一奏聞。

軍防令兵衛条

凡兵衛者。国司簡_テ郡司子弟。強幹便_二於弓馬_一者_上。郡別一人貢之。若貢_二采女_一郡者。不_レ在_テ貢_二兵衛_一之例_上。三_二分一_一国_一。二分兵衛。一分采女。

後宮職員令には「宮人職員」として内侍司以下12司の女官の職務と定員が記載される。下級女官である女孺と采女の人員確保のために氏女采女条が規定されたものと考えられるが、この条文は氏女に関する部分と采女に関する部分とから構成されており、両者は形の上では対になっているように見えるが、貢進の目的と実態は氏女と采女とでは異なる。この条文には氏女と采女の貢進の条件が記されるが、文言をひとつずつ見ていくと、両者の間には次のような違いがある。氏女の場合は諸氏が氏別に女を貢ぐよう命じているのに対し、采女の場合は郡の少領すなわち郡の次官以上という官職の条件を示す。郡の大領・少領は必ずしも世襲されるとは限らない。後宮職員令の采女の貢進は軍防令兵衛条の規定と合わせてはじめて実現可能になるのである。後宮職員令の条文を指して氏女采女条と呼んでいるが、厳密に言えば「氏女」という語は諸氏が貢ぐ女性という意味でしかない。しかし、采女は貢進の段階で呼称として記載され、後宮の官職名としても令条に見える。また、氏には名が特定されている者と、氏名が登録されていないけれども自らが望むことで出仕する者がいる。しかし、采女には自らが望んで出仕するコースは設定されていない。このような氏女と采女の違いは、その歴史的背景を見ることによって明らかになる。このことは軍防令兵衛条に端的に現れる。

軍防令兵衛条は、兵衛貢進の規定であり、采女は付随する形で定められる。この条文で注目すべきことは、貢進の単位が郡司ではなく郡となっていることである。もちろん、郡司の子弟から簡ぶのであるから貢進母体が郡司であることは明らかであるが、郡から兵衛か采女のどちらか1人を貢進すればよいのであって、1国の郡数の3分の2は兵衛、3分の1は采女を貢進するように国司が決定するというのが、この条文の文言の意味である。兵衛と采女が分けて規定されるのは、それぞれ中央に出仕してからの職務にしたがって条文が立てられたからであると考えられる。兵衛には、この規定のほか軍防令内六位条による者がいる。

そもそも、地方豪族の子弟や姉妹・女（娘）はヤマト王権下でも大王の下に貢進され、いずれも近侍の職務が課せられていた。しかし、大化以降、貢進規定の整備

のプロセスは舍人と采女とでは異なる。采女貢進は改新の詔第4条に規定され、後宮職員令氏女采女条へと繋がるのに対し、男性である舍人の方はやや複雑である。律令制下のトネリ制度には、官人子弟を出仕させ天皇に近侍する職務を経験させることによって官人としての素養を身につけさせるという効果があった。いわば官人の再生産システムである。養老令では、大舍人は5位以上の者の子孫および6位以下8位以上の者の嫡子から採用され²⁴、中務省大舍人寮に配置される。その出仕についての規定は天武天皇2年(673)5月乙酉詔まで遡ることができる。また、天武天皇5年(676)4月辛亥の勅で畿外がら出仕を望むものに対する措置が明示される。

『日本書紀』天武天皇2年5月乙酉条

詔=公卿大夫及諸臣・連并伴造等-曰、夫初出身者先令_レ仕=大舍人-。然後選=簡其才能-、以充=当職-。又、婦女者無_レ問=有_レ夫無_レ夫及長幼-、欲=進仕-者聽矣。其考選准=官人之例-。

『日本書紀』天武天皇5年4月辛亥条

勅、(中略)又外国人欲=進仕-者、臣・連・伴造之子及国造子聽之。唯雖=以下庶人-、其才能長亦聽之。

天武天皇5年の勅は、中央へ子を出仕させることのできる畿外の豪族を「臣・連・伴造と国造」と定めたものである。この場合の国造は令制下の1国ひとりずつ任命される国造ではなく、ヤマト王権下の国造を指すものと考えられる²⁵。

軍防令兵衛条の問題に戻るが、この条文の意図するところは郡から郡司の子弟あるいは姉妹・娘をひとり貢進することである。「郡」といっても実際に貢進したのは大領・少領であり、だからこそ後宮職員令氏女采女条では本文の文言として「郡少領以上姉妹及女」という表記がなされるのであるが、それでは、両者が一体となっはじめて完結するにもかかわらず、軍防令兵衛条では、何故、後宮職員令氏女采女条と整合性を欠く表記になっているのかということが問題になる。軍防令兵衛条を立てたことの意味については、以前、考察を加えたことがあり²⁶、その結論は現在でも変わらないので、結論のみを記すが、この条文はヤマト王権下で行われてきた豪族の王権に対する服属儀礼を、律令という中国の唐の制度をモデルにした法体系のなかで、日本流にアレンジし、その理念を残したものと考えられる。大宝・養老の令では、国司を介して行い、実際に貢進される兵衛・采女の人数は国単位で集約されることになる。しかし、郡司にとって、兵衛を貢進するのか采女を貢進するのかということ、もたらす結果に違いが生じることも多い。たとえば、法規定

上の問題としてみても、兵衛には、軍防令兵衛考満条に従えば、兵衛としての出仕期間を経た後、郡司に任用される可能性がある。一方、采女には、天皇の寵愛を受けることで国造に任命されたり、また、勤務先である後宮でキャリアを磨くという例がある。これらは、結果としてではあるが、いずれも貢進母体である郡司層豪族の現地での支配に影響を及ぼす。

さて、同じく貢進母体である地方豪族に恩恵をもたらすといっても、貢進の時点でのことなのか、結果としてそのような場合もあるということなのかは大きな違いである。このような変化は、ヤマト王権時代から律令国家の時代へという時期的変化と国家体制の変化によるものである。恩恵が結果としてもたらされることが起こり得るためには、貢進後の中央での活躍が評価されたということが重要である。そこで次に、律令制下での采女の活動の実態について見てゆきたい。

3 キャリアウーマンとしての采女の誕生

律令制下の采女の実態を知る手がかりは養老令の規定に求めることができる。采女に関する規定は、養老令は大宝令とほとんど異なるところがないので、以下、養老令を中心に考察を加えてゆくことにする。

まず、後宮職員令に規定される12司の名称とその定員であるが、以下のように規定される。

官司名	官 職 名 (定員)			
内侍司	尚侍 (2)	典侍 (4)	掌侍 (4)	女孺 (100)
蔵司	尚蔵 (1)	典蔵 (2)	掌蔵 (4)	女孺 (10)
書司	尚書 (1)	典書 (2)		女孺 (6)
薬司	尚薬 (1)	典薬 (2)		女孺 (4)
兵司	尚兵 (1)	典兵 (2)		女孺 (6)
閑司	尚閑 (1)	典閑 (2)		女孺 (10)
殿司	尚殿 (1)	典殿 (2)		女孺 (6)
掃司	尚掃 (1)	典掃 (2)		女孺 (10)
水司	尚水 (1)	典水 (2)		采女 (6)
膳司	尚膳 (1)	典膳 (2)	掌膳 (4)	采女 (60)
酒司	尚酒 (1)	典酒 (2)		

縫 司 尚縫（１） 典縫（２） 掌縫（４） 〈*女孺が配置〉

以上の人員構成のなかで、掌以上の職に就くことは、宮人としてエリートコースに乗ったことを意味する。後宮職員令には縫司条の次に「右諸司掌以上。皆為=職事-。自余為=散事-。」とあり、禄令宮人給禄条には女官の季禄支給のために尚蔵以下の相当位を定めている。なお、「散事」は後宮職員令集解所引の朱説が「自余為=散事-。謂采女女孺也。」と云っていることから、内侍司以下諸司に定員がある采女・女孺を指すものと考えられる。また、縫司に女孺の定員がないことについて義解は「此司无=女孺-者。氏女。采女。分=配諸司-之外。皆惣在=此司=也。」と説明し、集解所引の古記が「充=諸司-外。余氏女。皆置=此司-。即頭=正官-耳。」と説明していることから、貢進された氏女と采女のなかで内侍司から膳司までの定員枠に入らない者は縫司に配属されたものと考えられる。酒司には采女・女孺とも定員がないが、それはこの司が醸酒を行うためで、令釈が「醸酒事。与=男官-共預知之。」と説明するように、醸酒は男性の任務であったことによる。食事のときの給仕は酒も含めて膳司で扱った。なお、律令制下の「采女」には官職名としての采女と貢進される女性自身を指す采女の２通りの語義があった²⁷。

采女として地方から貢進された女性たちはこのような後宮諸司の下級女官として勤務を始めるのであるが、それは女孺というポストの場合もあれば采女というポストの場合もあったのである。采女は出仕後はどちらのポストに就いてもよかったのである。後宮職員令内侍司条に規定される内侍の職務のひとつである「檢=校女孺-」の女孺について義解は氏女および自進仕の者と説明し、集解所引の古記と伴説は采女と氏女をもって充てると説明する。一方、采女として貢進された者を配置しなければならない官司がある。それは水司と膳司である。後宮職員令膳司条所引の古記が「水司。膳司二司。必以=采女-。則頭=職掌-之司耳」と説明しているように、食事の給仕が采女に伝統的に見られる職務内容であることを示すものである。

後宮の１２司の女孺・采女定員は、女孺１５２人・采女６６人合わせて２１８人である。一方、令の規定に従って貢進されたと推定される采女の総数は約１８０人で（全国の郡数が約５５０、その３分の１が采女を貢進した）、これに諸氏が貢進する氏女を加えると（仮に５位以上の氏族に限っても百数十人）、定員をはるかに上回る数になるが、縫司がそれらの人員をプールし職務に当たらせた。つまり、後宮に勤務する女性の官途は、氏女・采女としての貢進→縫司あるいは内侍司～膳司の女孺・采女→１２司の掌以上（職事）というコースが想定される。ただし、その人数は、上

に定員を示したように、貢進された氏女・采女の総数からみればきわめて少ない。

後宮の職事への就任は、夫が高位高官にある女性のほか、功勞によって可能である。氏女・采女にも可能性がないわけではないが、多くの氏女・采女がその就任を望んだとすれば非常に高い倍率となり、就任できた者はエリートという評価がなされる。以下、後宮職事に就いた采女について具体例をあげて見てゆきたい。

掌膳常陸国筑波采女従 5 位下勳 5 等壬生宿禰小家主²⁸

掌膳上野国佐位采女外従 5 位下上野佐位朝臣老刀自²⁹

典侍従 3 位飯高宿禰諸高³⁰

武蔵国足立郡采女掌侍兼典掃従 4 位下武蔵宿禰家刀自³¹

飯高諸高については『続日本紀』宝亀 8 年（777）5 月戊寅条の墓伝から、その活動内容が知られる。

典侍従三位飯高宿禰諸高墓。伊勢國飯高郡人也。性甚廉謹。志慕=貞潔-。葬=奈保山-天皇御世。直=内教坊-。遂補=本郡采女-。飯高氏貢=采女-者。自_レ此始矣。歴=仕四代-。終始無_レ失。墓時年八十。

この墓伝から、まず、飯高諸高は 4 代の天皇すなわち元正・聖武・孝謙（称徳）・光仁の各天皇に仕え、777 年に 80 歳で薨去したことが知られる。単純に逆算すると、最初に仕えたのは元正天皇であるから諸高が 20 歳くらいのときのことである。この史料では「葬=奈保山-天皇御世」すなわち元正天皇のとき内教坊に直したとあるが、内教坊の設置は 8 世紀なかばころと考えられることから年代に矛盾はある。しかし、内教坊が女楽や踏歌に関する職務を担っていたことから³²、諸高が内教坊の勤務に就いた可能性は高い。年代に矛盾は見られるものの、この記事の内容はおおむね事実と見なしてよいと考えられる。さらに、諸高が仕えた 4 代の天皇のなかで元正天皇が特記されているのは、彼女が最初に仕えた天皇であるだけでなく、女性天皇のもとで、女官は食事や身の世話にとどまらず、天皇の公務に関わる近侍の任務も果たしたのではないかと推測される。女性天皇在位のときに采女が公務に関わる近侍の任務を果たした例はすでに推古天皇の時代に見られる。天皇が女性の場合、采女が天皇の寵愛を受けて“出世”したとしても、男性の天皇と性愛関係をもった場合とは、性の政治的利用の内容が異なってくる。天皇が女性の場合は妃となったり出産したりする可能性はなく、采女が出産可能な年齢ということや性愛関係の対象という意味での容姿端麗というような条件は不要になるからであ

る。

この記事では飯高氏が采女を貢進したのは諸高の時から始まったということであるから、それは4代の天皇に仕える間、(勤務成績)優秀で過ちがなかったという諸高の功績によることは明らかである。諸高が飯高氏へ及ぼした恩恵は、彼女のキャリアに支えられたものであった。律令制による統治機構のなかで、采女の活動の場はヤマト王権の時代とは異なる展開を見せてくるのである。

しかし、一方、天皇の寵愛を受けることで采女自身あるいは貢進した氏族に恩恵がもたらされるケースが見られなくなったわけではない。その例として因幡国造浄成女をあげることができる。

『日本後紀』延暦15年(796)10月壬申条

正四位上因幡国造浄成女卒。浄成女、元因幡国高草郡采女也。天皇特加=寵愛-。終至=頭位-。

浄成女の因幡国造への任命は宝亀2年(771)のことで、当時は従5位上であった³³。卒伝に記されるように、桓武天皇の寵愛を受けて高位に昇ったものである。浄成女は延暦13年7月に、新京に家を造るために稲を賜っていることから³⁴、国造に任命されても都に留まる遙任の状態であったものと推測される。浄成女が天皇の寵愛を受けることは性愛関係を持った可能性がきわめて高く、この点ではヤマト王権下の采女と共通するが、その結果としてもたらされる恩恵は、ヤマト王権下の采女の場合、天皇(大王)の妃として認められるとか皇子・皇女を出産するというものであったのに対し、浄成女をめぐる情況は、そのような人的関係ではなく律令国家の政治機構のなかで展開している。

キャリアを積み重ねることで高位に昇り後宮の高官に就任する場合と、天皇の寵愛を受けて位階や官職を得る場合とでは、一見、異なる現象のように見えるが、令の規定にしたがって采女として出仕した地方豪族に出自を持つ女性が、律令国家の政治機構のなかで地位を獲得してゆくという点で共通するものである。ただし、いずれの場合も、貢進の時点では、すでに、女という性に属する者に限定されていることには注意しなければならない。人身御供としての役割を持っていたヤマト王権下の采女とは動機的には異なるが、性の政治的利用という点で共通する。

9世紀初頭になると、後宮の下級女官をとりまく情況は大きく変わる。ここでは、貢進条件を中心に女官のキャリアに関する社会的認識について述べる。

大同元年(806)10月13日太政官符(『類聚三代格』)

応令貢=氏女-事

右檢=令条-。諸氏々別貢レ女。皆限=年卅已下十三已上-。而中間停廢。略無=遵行-。今被=右大臣宣^{（宣）}。奉レ勅。凡件女者。氏之長者扱=氏中端正女-。貢之。其十三已上之徒。心神易移。進退未レ定。宜採=女年卅已上卅已下時無レ夫-者。或貢後適レ人。必令レ貢レ替。（下略）

この官符では、令条では諸氏が貢ぐ女の年齢は40以下13以上であったとするが、令義解・令集解とも40以下ではなく、30以下13以上とある。したがってこの部分については令条では30歳以下13歳以上となっていたものと考えの方が妥当である。この官符では、一時停止していた氏女の貢進を復活するにあたって、氏女としてふさわしい資質について定めている。それは年齢について令条の内容を大きく変更するもので、令条では13歳から30歳までであったのに対し、この官符では30歳から40歳までとする。さらに、13歳以上という年齢層では心神が移ろいやすく進退も定まらないというように、変更の理由も明記している。このことは、若さと美貌よりも、人間としての内面的な成熟と安定した勤務ができることを重視するようになったことを意味する。ただし、この官符で、貢進するときの年齢の上限が40歳というのは何を意味するのかといえば、ひとつには貢進後、仕事を身につけ、ベテランの域に達するまでの年月に配慮するということもあるかもしれないが、夫の無い者という条件が加わると、別の解釈ができる。すなわち、天皇と性愛関係をもち出産が可能な年齢と状況にある者ということである。

この官符には、律令国家の政治機構のなかでの女性の活躍という視点に立つと、無条件にキャリア選択が可能になったわけではないという制約が見られるものの、令条を大幅に変更して女官のキャリアを重視する内容を盛り込んだという点で画期的なものである。当時、女官にキャリアを求める風潮があったことは采女貢進方法の変化からもうかがえる。

大同2年（807）11月辛丑条（『類聚国史』）

停=諸国貢=采女-。唯扱=留其年老有レ勞者^卅二人-。任レ旧終レ身。若叙=五位已上-及補=雑色-者。即除=采女名-。

采女は大宝・養老の令では全国の郡の約3分の1から、そして天平14年（742）には郡ごとに1人貢進されることになっていたが³⁵、大同2年に新たな貢進は停止される。この後、変更をともないながら采女は存続するが³⁶、養老令ではなく、この大同2年のものが基本となっている。このとき、采女は年老いて功績のある者42人を扱ひ留めて勤務させること、5位以上に叙せられた者と雑色に補せられた者は采女の呼称を除くことが定められた。采女にはヤマト王権以来、容姿端麗とい

う資質が求められていたが、大同2年にはキャリアを積み重ねた者のみ勤務が許されたのである。また、大宝・養老の令では、采女には“官職名としての采女”と“貢進される郡領氏族の娘としての采女”の2通りの意味があったが、ここで、そのような語義の問題も整理されることになるのである。

このように9世紀初頭には氏女貢進や采女貢進に大きな変化が見られたが、それは後宮においてもキャリアを重視するようになったこと、そのような変化が起きた背景には8世紀における女官活躍の実績が広く認められるようになったことがあると考えられる。

一方、9世紀初頭の時期には、大同元年の官符について述べたように、女性のキャリア選択に制約を加えた面も見られることにも注意しなければならない。

そもそも、天武天皇2年5月乙酉の詔に見られた婦女出仕の条件は年齢、夫の有無は問わないというものであった。ところが、9世紀初頭の時期に定められた30歳から40歳で夫のいない者という条件は采女が天皇の性愛関係の対象となったり出産したりする可能性を暗に示している。このことが称徳天皇以降、女性天皇が即位していないということと関係があるのかどうか断定することは難しい。しかし、このような後宮女官をめぐる制度改正が行われる直前の桓武天皇の時代に、天皇の寵愛を受けた采女の存在が記録に残されていることから、9世紀初頭の時期に、キャリア重視の風潮が強くなる一方で、女という性は“産む性”であることが国家政治機構のなかで認められていたことを意味するものである。

そして、天皇と近侍女官の関係について、前述したように、推古天皇の時代に采女が天皇の公務に関しても近侍の職務を担った事実があることを勘案すると、8世紀に采女が活躍した背景として、律令制という政治機構のなかでの行動が可能になったことと合わせて、女性天皇の在位が多かったこと考えざるを得ないのである。

三 律令制下の地域社会と「老」

二では、時期的推移を追いながら後宮の政治機構において「老」とキャリアが結びついた状況を明らかにしてきたが、律令国家がその機能を維持するためには女性の技術・労働が不可欠であった。それは支配者階層に属する人々から賤民身分に属する人々まで多数存在する。その職務内容と職業教育という点から見ると次のように分類できる。

- ① 出仕後、年月を費やすことで資質を身につける。

例：後宮の女官

- ② 養成機関で所定の教育を受ける。

例：女医

- ③ 出仕先の機関で特定の技術を習得させる。

例：治部省雅楽寮の歌女³⁷

- ④ 家内労働あるいは手工業的職務内容のもので、後宮の宮人や市中の女性のなかから技術にすぐれた者を集める。

例：中務省縫殿寮宮人³⁸、大蔵省縫部司京内婦女³⁹

- ⑤ 家内労働あるいは手工業的職務内容のもので、品部の女性から集める。

例：大蔵省織部司染戸⁴⁰

このような律令国家の機能維持のために必要な女性労働という観点から采女を位置づけてみると、采女には地方の有力豪族（郡領氏族）に出自をもつ女性という条件に適った者に限定され、勤務先が後宮であることの2つの点で、特殊性を帯びる。

それでは、一般的にはどのような状況であったのか。また、采女に見られる特殊性は地域社会のなかではどのように位置づけられるのか。2、3の具体例をあげて考察を加えてみたい。

列島各地の地域社会で展開する女性の生活について、近年、発掘調査で出土した文字資料から多くの事実が明らかになってきた。そのひとつが農業労働にみられる女性の役割分担である。

8世紀後半あるいは9世紀から10世紀にかけての資料であるが、次の遺跡から田植えにかかわる労働力編成を示す木簡が出土し、解読されている。

- ・榎井A遺跡（新潟県中頸城郡頸城村）⁴¹
- ・荒田目条里遺跡（福島県いわき市）⁴²
- ・古志田東遺跡（山形県米沢市）⁴³

荒田目条里遺跡と古志田東遺跡から出土した木簡には田植えの際の労働力として女性の割合が多いこと、荒田目条里遺跡出土の木簡からは労働力集団の筆頭に「里刀自」すなわち女性があげられていることで注目される。そして、地域社会の生産活動におけるこのような女性の活動は、平安時代の物語や往来物などにも記される

ところである⁴⁴。地域社会では、年長者の知識・技術は男女を問わず、その有効性が評価されていた。ただ、ここで注意しなければならないのは、田植え労働において女性の人数が多くても、この労働から男性を排除するという性格のものではなく、ある地域社会におけるその時々⁴⁵の生産活動・生活行動の役割分担においてもたらされた結果であるということである。

実は、「老」についてのこのような認識が象徴的に示されるのが『風土記』の冒頭部分の文章である。『常陸国風土記』の冒頭に「常陸国司解申古老相伝旧聞事」とあるが、これは和銅6年（713）5月にだされた命令に応じたものである。

『続日本紀』和銅6年5月甲子条

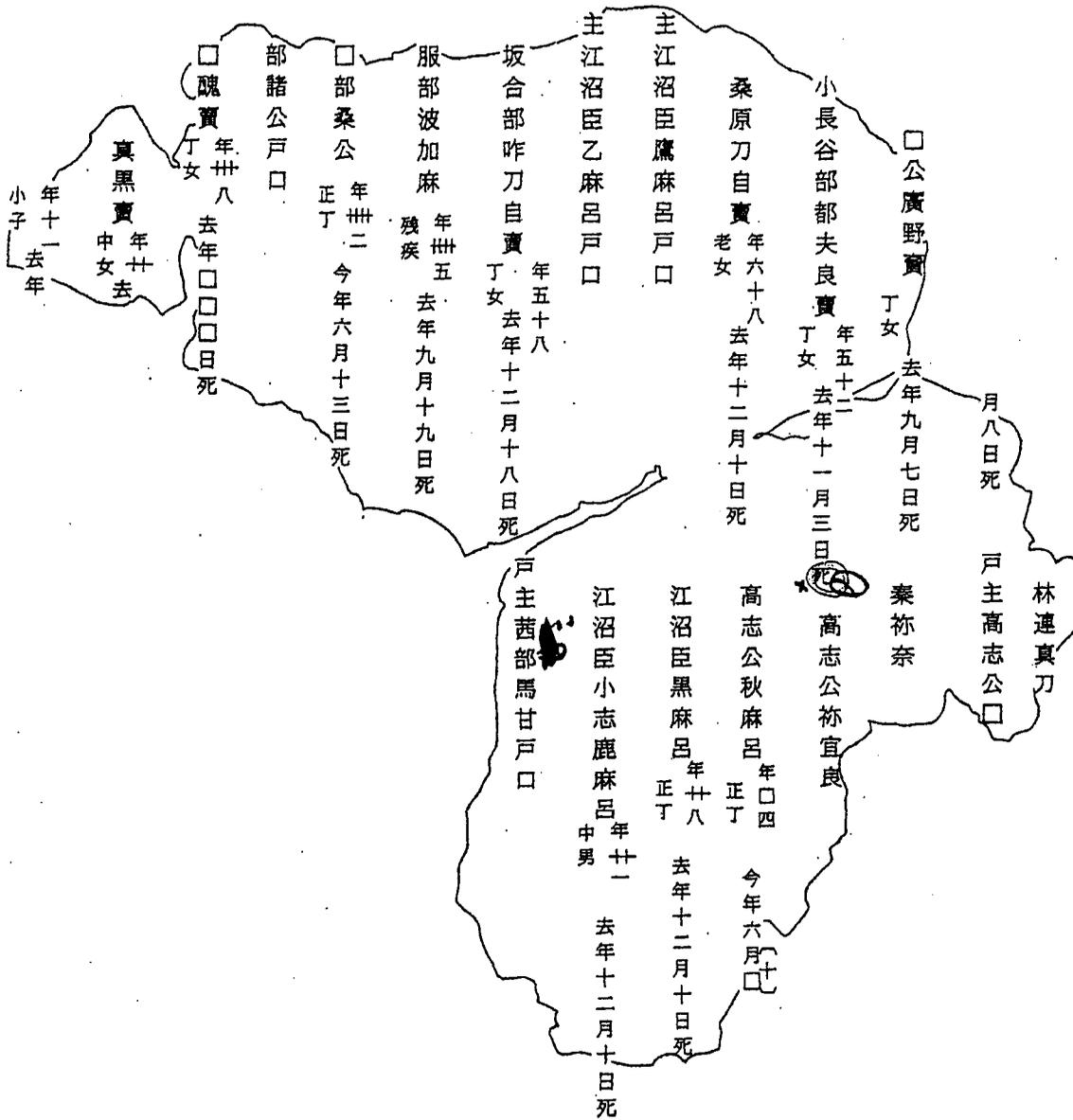
畿内七道諸國郡郷名、着=好字-。其郡内所_レ生、銀銅彩色草木禽獸魚虫等物。具録=色目-、及土地沃_ナ_ク 山川原野名号所由、又古老相伝旧聞異事、載=于史籍-言上。

この記事の文言から、「古老」が相伝する旧聞異事というのは政府にとっても貴重な資料であったことがうかがえる。

以上、「老」の社会的認識・評価のプラス面に多くスポットを当ててきたが、現実の生活の場において、高齢であることや女性であることが、生命の維持そのものについてマイナスに作用した例も見られた。9世紀の資料であるが、秋田城跡出土の死亡帳は、古代地域社会の生活の一側面を物語るものである。

1998年、秋田城跡の第72次発掘調査で政庁城南東側に隣接する大畑地区から出土した漆紙文書のなかから、死亡帳（第16号文書）・戸籍（第17号文書）・計帳様文書（第18号文書）の断簡が発見された⁴⁶。死亡帳は、伴出した年紀のある漆紙文書から、それらの年代は嘉祥2年（849）か3年（850）ころと考えられる。この帳簿は浄書してから、山形県庄内地方にあった出羽国府に提出されるものである。この帳簿から、高志公の戸では前年8月から当年7月までの1年間に6人の死亡者がでたことが知られるが、前年9月から12月までの間の死亡者に女性と高齢者が多い点に注目される。

9世紀の秋田は自然災害が多発した時期であるが、平川南氏が指摘されるように、この死亡帳が作成されたと推定される年月から、その死因は自然災害によるものではなく不作や食糧不足によるものであると考えられる⁴⁶。そして、女性や高齢者が先に死亡し、最後に正丁が死亡しているという状況が読みとれる。また、この死亡帳に見える高志公や江沼臣は、秋田に長く住んでいたのではなく他の地域から移ってきた可能性が高い。高志公は越後国に、江沼臣は越前国・加賀国に多く分布する。



死亡帳断簡

(平川南氏の解説による)

注 45・46

彼らが移住したとすれば、それは自由意思によるものではなく、政策的に移住させられたものと考えられる。その時期は特定できないが、もし移住してそれほど年月が経っていなければ、慣れない気象条件ということも死亡の遠因になっているのではないかと考えられる。

おわりに

本研究では、律令制下の「老」と「女」について法規定の意味するところと現実の社会的認識の具体的様相を明らかにしてきた。「女」については時間による変化を鮮明にするために、律令制下の後宮というように、あえて空間の設定を狭め、采女を主な素材として考察を加えてきた。最後に以上の考察をまとめておく。

1 律令制下では高齢者・単身者などの社会的弱者に対して保護措置をとるが、その年齢としてもっとも重視されるのは60歳である。単身者の場合は男性と女性とで異なり、女性は50歳であるが、それは再婚（生殖能力）の可能性に配慮したものである。

2 律令国家行政機構に勤務する男性のなかで、定年がない職種であっても、職務内容と本人の心身の状態によって勇退するタイミングが社会的認識として定着していた。

3 地方豪族（郡領層）が貢進し、律令制下で後宮の下級女官として勤務する采女について、次のような結論を得た。

① 大宝・養老令で貢進条件となっている“年若い形容端正な女性”という内容は、采女が人身御供としての役割を果たしていたヤマト王権下の慣例を受け継いだものである。

② 律令国家行政機構のなかで、采女は女官としてキャリアを選択することが可能になった。なお、ヤマト王権下においても、女性天皇の時代にはキャリアウーマンとしての活動が見られる。

③ 9世紀初頭になると、一定の年齢に達して功績のある女官が評価されるようになったが、その背景として、女性に国家機構のなかで活動できる場が提供されたということと、8世紀における采女の活動実績が社会認識を変えたことの2点が考えられる。

④ 采女の存在には、ヤマト王権下から律令制下まで、いずれの時期をとってみ

ても、“性の政治的利用”という面が見られる。そして、それには女という性が作用したものと考えられる⁴⁷。

注

- 1) 法律の施行と社会の実態との間には相互に作用しあう側面が見られるが、ひとたび法律が施行されると、そのことによって社会が変えられてゆく現象が起きることも事実である。たとえば、老の年齢区分ひとつをとってみても、租税の減免や種々の保護措置は、その年齢区分にしたがって実施される。ゆえに、法律が定められている場合には、それを手がかりに「国家の枠組み」を明らかにすることができる。
- 2) 本稿での「老」という語の使用についてであるが、この語は律令条文になかでは年齢区分をした特定の意味で使われるので、老人一般を指す場合には高齢者という語を用いる。なお、賜禄・賜物などに関する『続日本紀』の高齢者関係記事では「高年+(〇〇以上)」という表記が多い。
- 3) 本稿ではとくに断らない限り、令条文の引用は養老令条文を掲げ、それが大宝令条文と異なる場合には、その旨を述べることにする。
- 4) 虎尾俊哉『日本古代土地制度史論』7～9頁(吉川弘文館、1981年)
- 5) 渡部育子「律令国家の郡領政策」(関晃先生還暦記念『日本古代史研究』吉川弘文館、1980年)
- 6) 賦役令舍人史生条
- 7) 戸令七出条が当時の社会で機能していたのかどうかという点については、機能していなかったとする見解がある(岩波書店日本思想大系『律令』)。ただ、社会一般には機能していなかったとしても、官人の知識としては定着していたのではないだろうか。たとえば、『万葉集』巻18に載せられる大伴家持の歌「史生尾張少咋に教え諭す歌」(4106)ではこの規定が引用されている。任地で女性関係を持った尾張少咋に対して、旧妻を棄てるのは人の道に背くということを「七出例」を持ち出して戒めている。「越中国官倉納穀交替帳」(『平安遺文』1)によれば、天平勝宝3年(751)に尾張少咋が従8位下で越中国の史生であったことが知られる。養老令のこの条文は大宝令では「悪疾」を含まず「六出」であったから、この歌が詠まれたのがそのころであったとすれば、757年に施行された養老令条文を引用したことと時間的ズレが生じるが、中国・唐の律令(戸婚律)の知識による可能性も含めて、このような観念が中央下級官人の間にまで広まったことを示すものである。
- 8) 戸令鰥寡条は賑給の際などに生かされており、その例として天平11年出雲国大税賑給歴名帳があげられる。

9) 選叙令集解官人致仕条所引の令釈が引く養老4年官処分に「郡司少領以上。病患并年老及致仕等。国司解任申送者。別取_二手書并状_一。申_二上之_一。」とあることから、大宝令の施行からそれほど年月が経っていない当時、郡司の人事権に関して国司の不正が問題になっていたことが知られる。

10) 軍防令内六位条・兵衛条

11) 『延喜式』式部上では左右兵衛、各1人を郡司(郡領または主政・主帳)に任命することを認めている。

12) 軍防令簡点次条

13) なお、古代の女性に関しては膨大な研究の積み重ねがある。女性史総合研究会『日本女性史研究文献目録』I～IV(東京大学出版会)に1996年までに刊行された著書・論文が掲載される。

14) 渡部育子『郡司制の成立』(吉川弘文館、1989年)

15) トネリについては井上薫「舎人制度の一考察」(『日本古代の政治と宗教』吉川弘文館、1961年)に詳しい。

16) 岸俊男「ワニ氏に関する基礎的考察」(『律令国家の基礎構造』吉川弘文館、1960年)

17) 『日本書紀』天武天皇8年8月己酉条。この詔は養老後宮職員令氏女采女条の氏女貢進規定の原型になったものと考えられる。養老令では氏女として貢進する条件としては13歳以上30歳以下という年齢のみあげられる。一方、采女は改新の詔以来、形容端正ということが条件になっており、令制下ではいずれも後宮下級女官として勤務するのであるが、貢進の段階では規定が異なる。それは氏女と采女の貢進自体がもつ意味に相違があったことによるものと考えられる。

18) 『木簡研究』25号(2003年)

19) 第25回木簡学会研究集会(2003年12月7日)

20) 『木簡研究』25号(2003年)

21) 門脇禎二『采女』(中公新書、1965年)

22) 『和名類聚抄』

23) 注17

24) 軍防令五位子孫条、内六位条

25) 天武天皇5年8月辛亥には大解除(大祓)のために国別の国造に馬1匹と布1常(1丈3尺)を出すことが定められるように、この時期には養老神祇令に規定される国造が任命されていたことは明らかである。しかし、4月辛亥の勅から、当時は、旧国造氏族ということが出仕する際の条件のひとつに数えられていたことが分かる。

- 26) 渡部育子『郡司制の成立』
- 27) 律令制下の「采女」の用例について、磯貝正義氏は「広義の采女」と「狭義の采女」という表現をもって区別される。
- 28) 『続日本紀』神護景雲2年(768)6月戊寅条
- 29) 『続日本紀』神護景雲2年(768)6月戊寅条
- 30) 『続日本紀』宝龜8年(777)5月戊寅条
- 31) 『続日本紀』延暦6年(787)4月乙丑条
- 32) 『延喜式』中務省式から内教坊に女孺が配置されていたことが知られる。内教坊については荻美津夫『日本古代音楽史論』(吉川弘文館、1977年)に詳しい。
- 33) 『続日本紀』宝龜2年12月丙寅条
- 34) 『類聚国史』卷78
- 35) 『続日本紀』天平14年5月庚午条
- 36) 『日本後紀』弘仁4年正月丁丑条、『類聚三代格』寛平9年正月25日官符
- 37) 養老職員令治部省雅楽寮条
- 38) 養老職員令中務省縫殿寮条
- 39) 養老職員令大蔵省縫部司条
- 40) 養老職員令大蔵省織部司条
- 41) 小林昌二「榎井A遺跡木簡に関する報告」(『榎井A遺跡』頸城村教育委員会、1998年)
- 42) 『いわき市埋蔵文化財調査報告 第75冊 荒田目条里遺跡』(いわき市教育委員会、2001年)
- 43) 平川南「古志田東遺跡出土の木簡」(『米沢市埋蔵文化財調査報告書 第73集 古志田東遺跡』米沢市教育委員会、2001年)
- 44) 『栄華物語』第19(岩波古典文学大系)、『新猿楽記』(日本思想大系『古代政治社会思想』岩波書店)
- 45) 秋田市教育委員会・秋田城跡発掘調査事務所『平成10年度秋田城跡調査概報』(1999年)
- 46) 平川南「秋田城跡出土第72次調査漆紙文書について」(『平成10年度秋田城跡調査概報』1999年)
- 47) 日本古代において、性の政治的利用は女性に顕著に見られる。それは中央(大王の支配領域)と地方、大王と豪族という支配階層のなかでの政治的関係において見られた。それは、この場合、性の政治的利用がより効果的になる要因が、大王(天皇)の子供を出産するという、

女性のみがなし得ることだからである。出産にいたらなかった場合でも、大王（天皇）が男性の場合は、性愛関係を持つことのできる性は女であった。律令制下では法の枠組みのなかでの関係ということになり、個別の政治的関係はまったく見られなくなるわけではないが、ヤマト王権の時代よりもかなり縮小する。そして8世紀半ばころにはキャリアが高く評価される采女出身の女官が誕生するのである。もちろん貢進母体である豪族も恩恵を受けるが、それは結果としてもたらされたものであって、ヤマト王権下の豪族が大王に服属の意を示すために采女の性を利用した場合とは異なる。ヤマト王権下の采女貢進が大王と豪族の個別の政治的関係であったのに対し、律令制下における采女の貢進は、貢進の段階で令規定の条件に厳しく制約される。ヤマト王権下の采女は豪族の人身御供としての存在意義を持った。このような存在意義が薄くなったときにキャリアが注目されるようになったのである。